

○神奈川県警察指掌紋取扱規程の制定について

(平成 10 年 12 月 17 日 例規第 42 号 神鑑発第 476 号 神情発第 471 号)

最終改正 平成 19 年 3 月 30 日 例規第 18 号 神鑑発第 165 号

この通達は、犯罪情勢に対応し、適正な犯罪捜査に資するため、指掌紋の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

○ 要点

○ 解釈及び運用上の留意事項

等である。